

財産の取得につき議決を求めることについて

次の財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年8月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 財産の種類及び数量 災害用資機材（パーテーション） 900張
災害用資機材（組立式トイレ） 54台
- 2 取得金額 57,816,000円
- 3 取得の相手方 滋賀県東近江市神郷町982番地
株式会社奥山ポンプ商会 東近江営業所
営業所長 北村 芳巳

提案理由

災害用資機材の取得について市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。